

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第7号

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程の一部を改正する規程

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用水量の認定)</p> <p>第18条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、<u>次に掲げる水量により行う。</u></p> <p>(1) <u>前年同期間の使用水量</u></p> <p>(2) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前の計量期間における使用水量</u></p> <p>(3) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前12か月間における平均使用水量</u></p> <p>(4) <u>前号の規定によることが適当でないと認められるときは、10日以上の使用日数に基づく日割計算水量</u></p> <p><u>2 前項各号の規定により認定を行うことが適当でないと認められるときは、その都度最善な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 使用水量の認定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(料金等の減免)</p> <p>第28条 条例第44条の規定による料金等の減額又は免除（以下「減免」という。）</p>	<p>(使用水量の認定)</p> <p>第18条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、<u>次の各号のいずれかによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>前年同月分又は前月分の使用水量その他の事情を考慮して認定する。</u></p> <p>(2) <u>メーター機能試験の結果、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第336条の使用公差を超える場合は、その割合に応じて算出し認定する。</u></p> <p>(3) <u>前2号の規定により難しい場合は、新たにメーターを取り付け、これに基づき推定算出して認定する。</u></p> <p>(料金等の減免)</p> <p>第28条 条例第44条の<u>公益上特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときと</u></p>

は、次の各号のいずれかに該当するとき
にできるものとする。

(1) 条例第23条第1項に規定する善良
な管理者の注意をもって給水装置が管
理されていたにもかかわらず、不可抗
力により漏水が発生したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、企業
長が公益上その他特別の理由があると
認めるとき。

2 前項第1号の規定により減免を受けよ
うとする者は、給水装置の修繕を行った
後、企業長が別に定めるところにより申
請しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項第
1号に係る料金等の減免に関し必要な事
項は、企業長が別に定める。

する。

(1) 使用者の善良な管理をもってして
も防ぐことのできなかつた給水装置か
らの漏水であるとき。

(2) その他企業長が公益上特別の理由
があると認めるとき。

2 前項第1号の規定により減免を受けよ
うとする者は、給水装置の修繕を行った
後に所定の事項を記載した申請書を企業
長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。